令和８年（フ）第８７９号
神戸市中央区生田町２丁目１番17―601号
債務者　伴　　怜侑
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０１号
神戸市兵庫区西出町１丁目19番１―1008号
債務者　木部三惠子（旧姓西村）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４２号
神戸市西区北別府３丁目18番地の６　リヴェールⅠ―101号
債務者　はま笑こと　濱﨑　通春
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２３０号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目745番地の９県住１棟503号
債務者　寺田　　薫
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５３号
鳥取県米子市米原８丁目13番８号　Ｅ号
債務者　加藤　隆一
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１５０号
鳥取県西伯郡大山町上萬1150番地29
債務者　長谷川匡佳
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第３０５号
宮崎市大字恒久1279番地１　コーポＭⅡ102号
債務者　守屋美枝子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４２号
宮崎市大字加江田4910番地　あおしま優亜館
債務者　杉田　明彦
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４５号
宮崎県串間市大字本城8957番地４
債務者　大隈　大輝
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第１０４号
鹿児島県姶良市加治木町新富町237番地　新富住宅２棟101号
債務者　佐川　芳文
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２１７号
福島県郡山市田村町徳定字高畑24番地の１
徳定ハイツ206号
債務者　松尾　正一
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
福島県郡山市桑野四丁目５番地の７　はとりハイツ304号
債務者　松尾　徳大
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２２５号
福島県郡山市安積町日出山字一本松203番地　ロイヤル日出山103号
債務者　白坂　花央（旧姓安斎）
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第８７４号
東京都国立市中３丁目９番地の７ハイツタツミ205
債務者　松原　英樹
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１０１号
東京都府中市白糸台５丁目37番地の１レヴ・クレール303
債務者　杉田　　涼
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１６６号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２―16―401
債務者　田邉裕美子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３６号
東京都立川市柴崎町２丁目11番16号
債務者　岩崎　祐樹
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部